令和９年度

新 潟 県 奨 学 金

予約奨学生募集要項

《高　校》

申込受付期間　令和８年 11 月２日(月)～令和８年 11 月 27 日(金)(当日消印有効)

上記は、新潟県教育委員会の申込受付期間となります。
学校への提出期限が別途設けられている場合がありますので、
在学校にご確認ください。

※　この奨学金は、返還が必要な「貸与型（無利子）」の奨学金です。

新 潟 県 教 育 委 員 会

お問い合わせ先
新潟県教育庁高等学校教育課審査調整・奨学金係
〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１
電話：025-280-5638（直通）
(受付時間) 8 時 30 分~17 時 15 分 ※土曜、日曜、祝日を除く

１　趣旨

教育の機会均等を図るため、人物・学業ともに優秀であって経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、在学中勉学に専念できるよう支援する。

２　申込資格

保護者が新潟県内に居住しており、令和９年４月に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下、「高等学校等」という。）への進学を希望する者で、下記の（１）～（３）のいずれにも該当し、経済的理由により修学が困難な者であること。

（１）次のいずれかに該当する者であること

ア　令和９年３月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部（以下、「中学校等」という。）を卒業又は修了見込みの者

イ　国の中学卒業程度認定試験（以下、「中卒認定」という。）に合格した者（ただし、以前に高等学校等へ入学したことのある者は除く）

（２）成績要件

中学校等における第１学年から申込時（２学期制導入校は３年生前期、それ以外は３年生１学期）までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が３．０以上（５段階評価）であること。

※ 高等学校等へ入学した後に申込を行う在学募集では、成績を問わない選考もあります。

（３）所得要件

保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の１年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。（別紙「新潟県奨学金所得要件」を参照）

【進学先に関する留意事項】
高等専門学校へ進学した場合は貸与の対象外となります。高等専門学校への進学を希望する場合は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金が利用可能です。

３　採用予定人数

令和９年度予算成立後確定

４　奨学金の貸与月額

国公立		私　立	
自　宅	自宅外	自　宅	自宅外
18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円

５　奨学金の貸与期間

令和９年４月から在学する学校の最短修業年限の終期まで

６　提出する書類（提出した書類は返却しないので注意すること。）

※　やむを得ず申込期間内に提出書類がそろわない場合は、「奨学金貸与申込書」を先行して提出し、不足書類は取得後速やかに提出すること。

□　奨学金貸与申込書
保護者の収入等に関する以下の証明書 （父及び母のもの。母子家庭の場合は母のもの。父子家庭の場合は父のもの。前記以外の場合は後見人のもの） ＜全員必ず提出＞ □　市町村役場が発行した令和８年度（令和７年所得分）課税証明書（原本） （収入や所得が記載されたもの。無職無収入であっても提出すること。源泉徴収票の写しや確定申告書の控えの写しは不可） ＜該当がある場合に提出＞ □　年金受給者の場合‥‥‥‥‥令和７年分の年金受給額が分かる書類（公的年金等の源泉徴収票の写し、年金額改定通知書の写し等） □　雇用保険受給者の場合‥‥‥‥‥‥‥‥雇用保険受給資格者証の写し
□　奨学生推薦調書（中学校等が記入） ※　中卒認定合格者は、奨学生推薦調書に代えて、中学校卒業程度認定試験合格認定証書の写しを提出すること。

７　提出先

在学する中学校等の奨学金担当窓口
（中卒認定合格者は新潟県教育委員会へ直接提出すること）

８　採用候補者の決定及び通知

令和９年１月下旬に学校長を経て通知する予定
（中卒認定合格者は新潟県教育委員会から直接通知）

９　奨学金の貸与時期

初回の貸与は令和９年５月末（４月～６月の３か月分）の予定

10　連帯保証人及び保証人

貸与を受ける際は、連帯保証人（原則父又は母）１人及び保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし（原則別住所）、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡が取れる者で原則64歳以下の者）１人を立てること。

保証人は、本人及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければならないが、返還すべき金額が請求額の２分の１であることを主張できる（「分別の利益」）。また、本人に資力があることが証明できれば、本人に対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、本人に請求していない分を請求されたときは、まず本人に対して請求するよう主張できる（「催告の抗弁権」）。

なお、保証人に 65 歳以上の者しか選任できない場合は、申立書及び市町村役場発行の課税証明書を添付することにより、65 歳以上の者を保証人として選任することができる。

11　奨学金の返還

奨学金の貸与終了後、「借用証書」を提出すること。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となる。

奨学金は無利子であるが、最長15年以内に返還しなければならない。奨学金の返還方法には年賦(年１回、12月に返還)と半年賦(年２回、６月と12月に返還)があり、借用証書提出時に選択することができる。また、貸与総額に応じて、１年間に返還しなければならない金額（基準最低年賦額）が決められている。

返還時期に納入通知書を送付するので、金融機関の窓口で納入すること。

なお、奨学金返還時において大学等在学中、病気療養中、世帯年収 300 万円以下など一定の事由に該当し、返還猶予願を提出した場合は、返還を猶予する。

＜返還例＞（３年間貸与を受け基準最低年賦額で返還する場合）

区　分	貸与月額	貸与総額	年間返還額	返還年数
国公立 自宅	18,000 円	648,000 円	50,000 円	13 年
国公立 自宅外	23,000 円	828,000 円	70,000 円	12 年
私　立 自宅	30,000 円	1,080,000 円	90,000 円	12 年
私　立 自宅外	35,000 円	1,260,000 円	100,000 円	13 年